

平成 23 年 6 月 9 日

各 位

会 社 名 明 星 電 気 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 上 澤 信 彦
コ ー ド 番 号 6709 (東 証 第 二 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 小 谷 雅 博
(TEL 03-3814-5115)

(訂正)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 23 年 5 月 12 日に開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」について一部訂正がございましたので下記のとおりお知らせいたします。訂正箇所は網掛けで表示しております。

記

1. 訂正の内容 (該当箇所のみ記載しております)

【訂正前】

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第 8 条～第 43 条 (条文省略)	第 7 条～第 42 条 (現行どおり)

【訂正後】

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第 8 条～第 19 条 (条文省略) (種類株主総会) 第 20 条 第 16 条および第 18 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。第 15 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。	第 7 条～第 18 条 (現行どおり) (種類株主総会) 第 19 条 第 15 条および第 17 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。第 14 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
第 21 条～第 43 条 (条文省略)	第 20 条～第 42 条 (現行どおり)

以上